

神戸市告示第 784 号

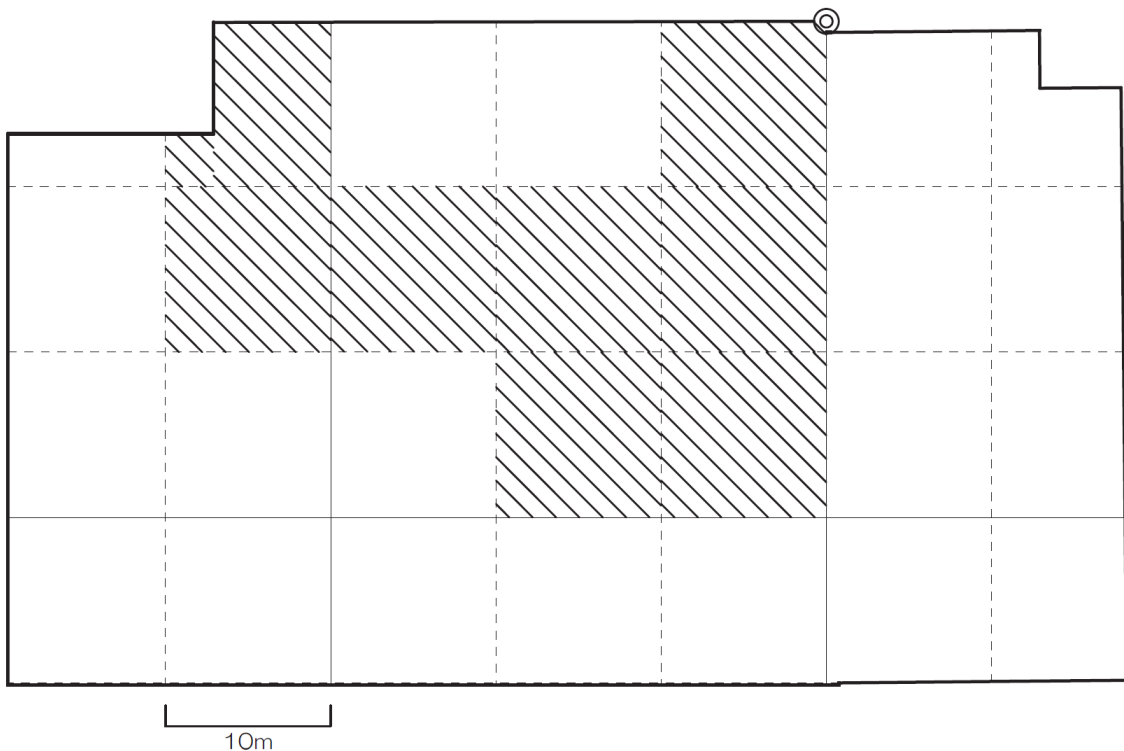
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき，形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

平成 31 年 3 月 20 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
東灘区深江北町四丁目 227 番の一部、228 番の一部、232 番の一部（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物
ふっ素及びその化合物
ほう素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

別図



凡 例	
◎	起点
—	敷地境界線
▨	形質変更時要届出区域の指定を解除する区域

【起 点】
起点は、神戸市東灘区深江北町四丁目227番の最北端地点とする。

【格子の回転角度】
60° 26' 53"
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計周りに回転させた角度を示す。